

議案第 48 号

GIGA スクール構想に係る学習者用端末の購入について

GIGA スクール構想に係る学習者用端末を購入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び要議決契約等条例（昭和 39 年条例第 2 号）第 3 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 購入物品名 | 熊取町立小・中学校学習者用端末 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 金 2 0 6 , 3 7 9 , 2 5 0 円 |
| 4. 契約の相手方 | 大阪市港区磯路 2 - 2 1 - 1
令和 7 年度大阪府 GIGA スクール（ChromeOS）共同企業体
代表構成員：日本電通 株式会社
代表取締役社長 川副 和宏 |

物品購入概要

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 購入物品
及び数量 | ①学習者用端末…………… 3, 7 7 5 台
②Google GIGA License…………… 3, 7 7 5 ライセンス |
| 2. 納入場所 | 熊取町野田二丁目地内他
(中央小学校、西小学校、南小学校、北小学校、東小学校、
熊取中学校、熊取北中学校、熊取南中学校) |
| 3. 納入期限 | 令和8年1月31日 |